

1 先端設備等の導入の促進の目標

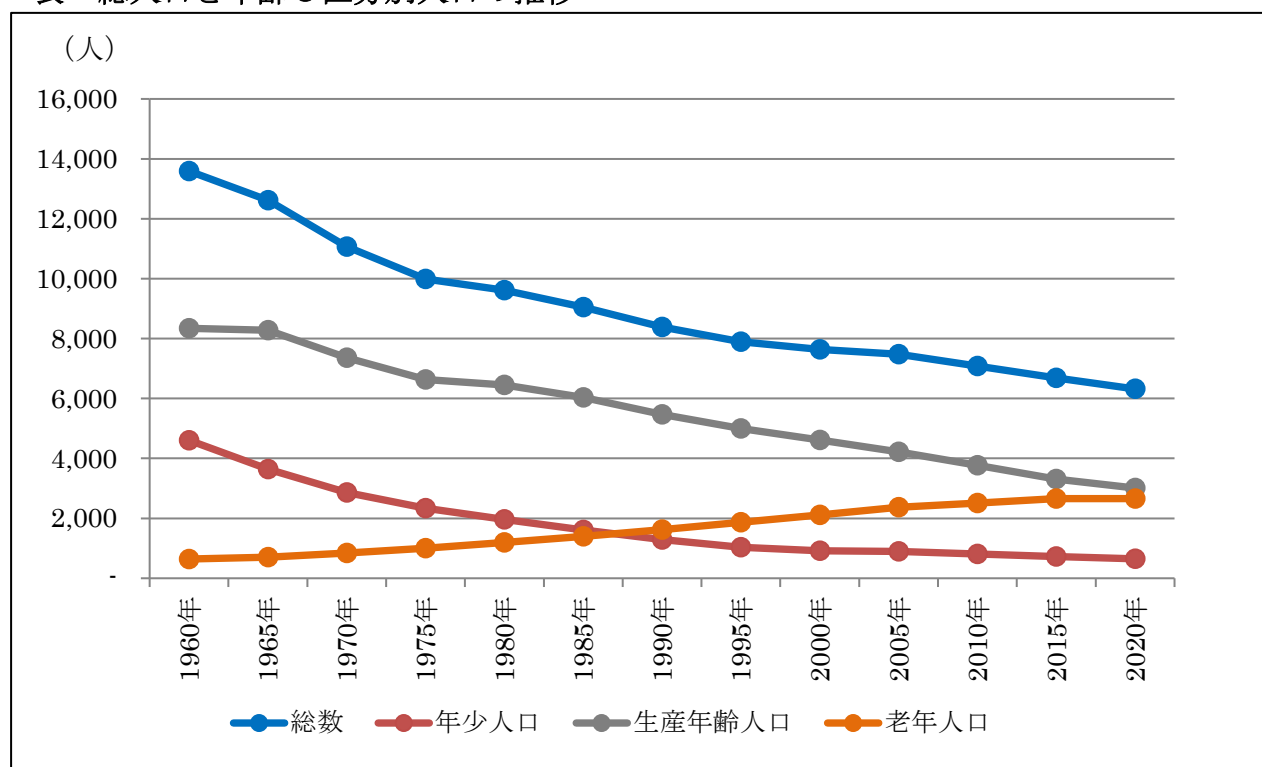
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①当麻町の人口構造

当麻町の人口は、1955年（昭和30年）の14,226人をピークに、現在まで人口減少が続いている。この間、各種移住定住施策の実施により減少は緩やかになるも依然減少傾向は変わらず、直近の国勢調査（令和2年）では人口6,319人となっており、ピーク時の半分以上となっている。当麻町が2020年に改訂した当麻町人口ビジョンでは、2040年には4,821人、2060年には3,928人になると推計している。

年齢別に人口をみると、1990年（平成2年）を境にして、老年人口が年少人口を上回り増加する一方で、年少人口は生産年齢人口とともに年々減少しており、少子高齢化が進行している。

表 総人口と年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査

②当麻町の産業構造

当麻町の就業人口は令和2年国勢調査によると3,196人で、そのうち農林漁業等の第1次産業が869人（27%）、製造業や建設業等の第2次産業が477人（15%）、小売業やサービス業等の第3次産業が1,850人（58%）となっている。平成12年から令和2年までの推移をみると、全体の就業者数は4,130人から3,196人と20年の間に934人が減少しており、特に第2次産業の減少が目立ち、割合も低下している。

表 産業別人口の推移

	H12	H17	H22	H27	R2
第1次産業	1,227	1,175	1,048	968	869
第2次産業	1,093	661	571	519	477
第3次産業	1,810	1,975	1,794	1,808	1,850
計	4,130	3,811	3,413	3,295	3,196

出典：国勢調査

町内には285の民営事業所があり、第1次産業が20事業所（7.0%）、第2次産業が52事業所（18.2%）、第3次産業が213事業所（74.7%）と、第3次産業が大きく占めており、産業大分類でみると、第2次産業では製造業、次いで建設業が多く、第3次産業では卸売業・小売業が最も多くなっている。

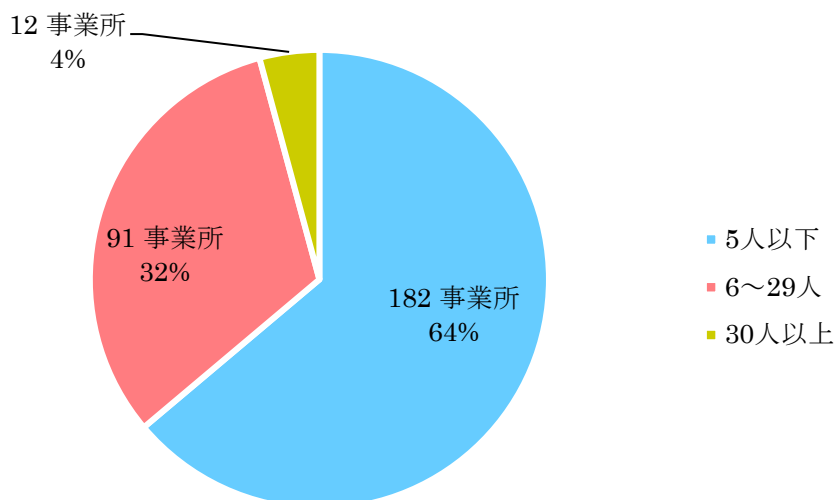
町内の事業所のうち、81事業所が個人事業者であり、さらに従業員数別では、30人未満の事業所が273事業所で全体の96%となり、町の産業の大部分が中小企業によって支えられていることがわかるが、今後、多くの事業所で人口の減少に伴う就業者数の減少や、少子高齢化の進行、後継者不足問題により労働力の確保が困難になることが懸念される。このような状況の中、町独自の取組として、とうまのお店元気事業（商工業振興補助事業）による財政支援や、融資資金に対する利子補給等の各種施策を講じてきたが、町産業の更なる発展には労働生産性の向上を支援する取組が必要である。

表 産業大分類別事業所数

	産業大分類	事業所数
第1次産業	農業、林業	20
第2次産業	建設業	24
	製造業	28
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1
	運輸業、郵便業	11
	卸売業、小売業	70
	金融業、保険業	3
	不動産業、物品賃貸業	18
	学術研究、専門・技術サービス業	6
	宿泊業、飲食サービス業	24
	生活関連サービス業、娯楽業	18
	教育、学習支援業	11
	医療、福祉	28
	複合サービス業	4
	その他サービス業	19

出典：令和3年経済センサス

表 従業者規模別民営事業所数



出典：令和3年経済センサス

(2) 目標

地域を支えている中小企業が衰退していく状況が危惧される中、労働生産性を向上していくには、様々な助成措置や税制の優遇措置により設備投資に対する意欲を向上させ、支援していく必要がある。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

生産性向上にあたり、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当麻町の中小企業は、町内に点在しており、町全域で事業活動が行われていることから、本計画において対象とする地域は当麻町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町全域での中小企業の労働生産性向上を目指す観点から、本計画において対象とする中小企業者の業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である

ため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進にあたって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。